

都市ガス災害の防止対策に関する申し合わせ

新 潟 市 消 防 局

北陸ガス株式会社 新潟支社

都市ガス災害の防止対策に関する申し合わせ

新潟市消防局（以下「消防局」という。）と北陸ガス株式会社新潟支社（以下「北陸ガス」という。）は、都市ガス災害の防止を図るため、次のとおり必要な事項を定める。

（目的）

- 第1 この申し合わせは、消防局と北陸ガス（以下「両機関」という。）が相互に協力し新潟市における都市ガスの漏えい及び都市ガスに起因する火災、または爆発事故等（以下「ガス災害」という。）を未然に防止するとともに、ガス災害の発生に際し、これを早期に鎮圧し、被害を最小限度にとどめることを目的とする。

（ガス災害の予防）

- 第2 ガス災害を未然に防止するため、次の事項を実施する。

1 会議の開催

両機関は、災害対策について情報を交換するほか、必要に応じて会議を開催するものとする。

2 共同点検の実施

両機関は、関係法令に基づき立入検査または定期点検を実施するにあたり、必要があると認めた場合には、事前に実施計画を提示のうえ、共同して検査、点検を行うものとする。

3 資料の提供

両機関は、防災上必要と認めるものについて、それぞれ必要な範囲内において相互に資料提供を行うものとする。

4 災害予防広報の実施

北陸ガスは、ガス漏れ警報器等の普及促進を図るほか、災害予防広報を積極的に実施し、消防局はこれに協力するものとする。

5 教育及び訓練

両機関は、それぞれの職員に対し防災上必要な教育訓練を実施するものとし、必要に応じ相互に職員を派遣するとともに、北陸ガスは消防局が行う防災訓練に際し、要請があった場合、これに協力するものとする。

6 合同訓練

両機関は協議のうえ、ガス災害を想定した合同訓練を必要に応じて実施するものとする。

(ガス災害の防ぎょ)

第3 迅速かつ的確な災害防ぎょ活動を実施するため、次の措置を講ずるものとする。

1 通報連絡体制

両機関は、ガス災害の発生を覚知したときは、速やかに通報連絡を行うものとする。

機 関 名	専用電話	一般加入電話
新潟市消防局	1 1 9	0 2 5 - 2 8 8 - 3 2 7 0 (指令課)
北陸ガス株式会社 新潟支社	4 9 7 2 消防局直通 (昼：供給保全グループ) (休日・夜間：当直)	0 2 5 - 2 2 9 - 7 0 1 2 (直通)

2 出動体制

両機関は、ガス災害発生 of 通報連絡を受けたときは、それぞれ定められた体制により直ちに出動するものとする。

3 現場措置

ガス災害現場に出動した北陸ガスは、速やかにガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためのガス供給停止等、必要な措置をとるものとする。

この場合において北陸ガスは、消防局の現場指揮本部長と緊密な連携を保つとともに、消防活動上必要な指示があったときは、その指示に従うものとする。

4 緊急遮断の措置

(1) ガス災害現場におけるガス緊急遮断措置は、原則として北陸ガスが行うものとする。

ただし、消防局が北陸ガスに先行してガス災害現場に到着し、災害の状況から、緊急やむを得ないと認めたときは、消防局がガスの供給遮断措置を講ずることができるものとする。

(2) 消防局がガスの供給遮断措置を行ったときは、速やかに北陸ガスに連絡しなければならない。

(3) ガスの供給遮断作業のために必要な操作用具は、北陸ガスが事前にこれを消防局に管理委託しておくものとする。

(4) 前記(1)に基づくガス供給遮断後におけるガス供給の再開は、二次災害発生防止のため北陸ガスが行い、消防局はこれに協力するものとする。

(協議)

第4 この申し合わせに定めた以外の必要な事項については、両機関で協議し決定するものとする。

付則

この申し合わせは、昭和 5 6 年 4 月 1 日から効力を発生するものとする。

付則

この申し合わせは、平成 3 1 年 4 月 1 日から効力を発生するものとする。

この申し合わせを証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各その 1 通を保有するものとする。

平成 3 1 年 4 月 1 日

新潟市消防局

局 長 涌 井 勇 人

北陸ガス株式会社新潟支社

支社長 相 田 知 巳

都市ガス災害の防止対策に関する申し合わせ

新 潟 市 消 防 局

越後天然ガス株式会社

都市ガス災害の防止対策に関する申し合わせ

新潟市消防局（以下「消防局」という。）と越後天然ガス株式会社（以下「越後天然ガス」という。）は、都市ガス災害の防止を図るため、次のとおり必要な事項を定める。

（目的）

- 第1 この申し合わせは、消防局と越後天然ガス（以下「両機関」という。）が相互に協力し新潟市における都市ガスの漏えい及び都市ガスに起因する火災、または爆発事故等（以下「ガス災害」という。）を未然に防止するとともに、ガス災害の発生に際し、これを早期に鎮圧し、被害を最小限度にとどめることを目的とする。

（ガス災害の予防）

- 第2 ガス災害を未然に防止するため、次の事項を実施する。

1 会議の開催

両機関は、災害対策について情報を交換するほか、必要に応じて会議を開催するものとする。

2 共同点検の実施

両機関は、関係法令に基づき立入検査または定期点検を実施するにあたり、必要があると認めた場合には、事前に実施計画を提示のうえ、共同して検査、点検を行うものとする。

3 資料の提供

両機関は、防災上必要と認めるものについて、それぞれ必要な範囲内において相互に資料提供を行うものとする。

4 災害予防広報の実施

越後天然ガスは、ガス漏れ警報器等の普及促進を図るほか、災害予防広報を積極的に実施し、消防局はこれに協力するものとする。

5 教育及び訓練

両機関は、それぞれの職員に対し防災上必要な教育訓練を実施するものとし、必要に応じ相互に職員を派遣するとともに、越後天然ガスは消防局が行う防災訓練に際し、要請があった場合、これに協力するものとする。

6 合同訓練

両機関は協議のうえ、ガス災害を想定した合同訓練を必要に応じて実施するものとする。

(ガス災害の防ぎよ)

第3 迅速かつ的確な災害防ぎょ活動を実施するため、次の措置を講ずるものとする。

1 通報連絡体制

両機関は、ガス災害の発生を覚知したときは、速やかに通報連絡を行うものとする。

機 関 名	専用電話	一般加入電話
新潟市消防局	1 1 9	0 2 5 - 2 8 8 - 3 2 7 0 (指令課)
越後天然ガス株式会社	0 2 5 0 - 2 4 - 8 3 9 9 (休日・夜間含む)	0 2 5 0 - 2 4 - 2 1 7 1 (休日・夜間含む)

2 出動体制

両機関は、ガス災害発生の通報連絡を受けたときは、それぞれ定められた体制により直ちに出動するものとする。

3 現場措置

ガス災害現場に出動した越後天然ガスは、速やかにガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためのガス供給停止等、必要な措置をとるものとする。

この場合において越後天然ガスは、消防局の現場指揮本部長と緊密な連携を保つとともに、消防活動上必要な指示があったときは、その指示に従うものとする。

4 緊急遮断の措置

(1) ガス災害現場におけるガス緊急遮断措置は、原則として越後天然ガスが行うものとする。

(2) ガス供給遮断後におけるガス供給の再開は、二次災害発生防止のため越後天然ガスが行い、消防局はこれに協力するものとする。

(協議)

第4 この申し合わせに定めた以外の必要な事項については、両機関で協議し決定するものとする。

付 則

- 1 この申し合わせ事項は、平成31年4月1日から効力を発生するものとする。
- 2 ガス事故防止に関する申し合わせ（昭和56年9月25日締結）は、廃止する。

平成31年4月1日

新潟市消防局

局 長

涌 井 勇 人

越後天然ガス株式会社

代表取締役社長

小 出 薫

都市ガス災害の防止対策に関する申し合わせ

新 潟 市 消 防 局

白 根 瓦 斯 株 式 会 社

都市ガス災害の防止対策に関する申し合せ

新潟市消防局（以下「消防局」という。）と白根瓦斯株式会社（以下「白根ガス」という。）は、都市ガス災害の防止を図るため、次のとおり必要な事項を定める。

（目的）

第1 この申し合わせは、消防局と白根ガス（以下「両機関」という。）が相互に協力し新潟市における都市ガスの漏えい及び都市ガスに起因する火災、または爆発事故等（以下「ガス災害」という。）を未然に防止するとともに、ガス災害の発生に際し、これを早期に鎮圧し、被害を最小限度にとどめることを目的とする。

（ガス災害の予防）

第2 ガス災害を未然に防止するため、次の事項を実施する。

1 会議の開催

両機関は、災害対策について情報を交換するほか、必要に応じて会議を開催するものとする。

2 共同点検の実施

両機関は、関係法令に基づき立入検査または定期点検を実施するにあたり、必要があると認めた場合には、事前に実施計画を提示のうえ、共同して検査、点検を行うものとする。

3 資料の提供

両機関は、防災上必要と認めるものについて、それぞれ必要な範囲内において相互に資料提供を行うものとする。

4 災害予防広報の実施

白根ガスは、ガス漏れ警報器等の普及促進を図るほか、災害予防広報を積極的に実施し、消防局はこれに協力するものとする。

5 教育及び訓練

両機関は、それぞれの職員に対し防災上必要な教育訓練を実施するものとし、必要に応じ相互に職員を派遣するとともに、白根ガスは消防局が行う防災訓練に際し、要請があった場合、これに協力するものとする。

6 合同訓練

両機関は協議のうえ、ガス災害を想定した合同訓練を必要に応じて実施するものとする。

(ガス災害の防ぎょ)

第3 迅速かつ的確な災害防ぎょ活動を実施するため、次の措置を講ずるものとする。

1 通報連絡体制

両機関は、ガス災害の発生を覚知したときは、速やかに通報連絡を行うものとする。

機 関 名	専用電話	一般加入電話
新潟市消防局	1 1 9	0 2 5 - 2 8 8 - 3 2 7 0 (指令課)
白根瓦斯株式会社	0 2 5 - 3 7 3 - 4 1 3 7	0 2 5 - 3 7 3 - 4 0 0 0 (代表)

2 出動体制

両機関は、ガス災害発生の通報連絡を受けたときは、それぞれ定められた体制により直ちに出動するものとする。

3 現場措置

ガス災害現場に出動した白根ガスは、速やかにガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためのガス供給停止等、必要な措置をとるものとする。

この場合において白根ガスは、消防局の現場指揮本部長と緊密な連携を保つとともに、消防活動上必要な指示があったときは、その指示に従うものとする。

4 緊急遮断の措置

(1) ガス災害現場におけるガス緊急遮断措置は、原則として白根ガスが行うものとする。

(2) ガス供給遮断後におけるガス供給の再開は、二次災害発生防止のため白根ガスが行い、消防局はこれに協力するものとする。

(協議)

第4 この申し合せに定めた以外の必要な事項については、両機関で協議し決定するものとする。

付 則

- 1 この申し合せ事項は、平成31年4月1日から効力を発生するものとする。
- 2 都市ガス災害の防止対策に関する申し合わせ（平成16年4月1日締結）は、廃止する。

平成31年4月1日

新潟市消防局

局 長

涌 井 勇 人

白根瓦斯株式会社

代表取締役社長

三 原 章 司

都市ガス災害の防止対策に関する申し合わせ

新 潟 市 消 防 局

蒲 原 ガ ス 株 式 会 社

都市ガス災害の防止対策に関する申し合わせ

新潟市消防局（以下「消防局」という。）と蒲原ガス株式会社（以下「蒲原ガス」という。）は、都市ガス災害の防止を図るため、次のとおり必要な事項を定める。

（目的）

第1 この申し合わせは、消防局と蒲原ガス（以下「両機関」という。）が相互に協力し新潟市における都市ガスの漏えい及び都市ガスに起因する火災、または爆発事故等（以下「ガス災害」という。）を未然に防止するとともに、ガス災害の発生に際し、これを早期に鎮圧し、被害を最小限度にとどめることを目的とする。

（ガス災害の予防）

第2 ガス災害を未然に防止するため、次の事項を実施する。

1 会議の開催

両機関は、災害対策について情報を交換するほか、必要に応じて会議を開催するものとする。

2 共同点検の実施

両機関は、関係法令に基づき立入検査または定期点検を実施するにあたり、必要があると認めた場合には、事前に実施計画を提示のうえ、共同して検査、点検を行うものとする。

3 資料の提供

両機関は、防災上必要と認めるものについて、それぞれ必要な範囲内において相互に資料提供を行うものとする。

4 災害予防広報の実施

蒲原ガスは、ガス漏れ警報器等の普及促進を図るほか、災害予防広報を積極的に実施し、消防局はこれに協力するものとする。

5 教育及び訓練

両機関は、それぞれの職員に対し防災上必要な教育訓練を実施するものとし、必要に応じ相互に職員を派遣するとともに、蒲原ガスは消防局が行う防災訓練に際し、要請があった場合、これに協力するものとする。

6 合同訓練

両機関は協議のうえ、ガス災害を想定した合同訓練を必要に応じて実施するものとする。

(ガス災害の防ぎよ)

第3 迅速かつ的確な災害防ぎょ活動を実施するため、次の措置を講ずるものとする。

1 通報連絡体制

両機関は、ガス災害の発生を覚知したときは、速やかに通報連絡を行うものとする。

機 関 名	専用電話	一般加入電話
新潟市消防局	1 1 9	0 2 5 - 2 8 8 - 3 2 7 0 (指令課)
蒲原ガス株式会社		0 2 5 6 - 7 0 - 1 0 1 0 (昼) 0 2 5 6 - 7 2 - 3 3 3 7 (休日・夜間)

2 出動体制

両機関は、ガス災害発生の通報連絡を受けたときは、それぞれ定められた体制により直ちに出動するものとする。

3 現場措置

ガス災害現場に出動した蒲原ガスは、速やかにガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためのガス供給停止等、必要な措置をとるものとする。

この場合において蒲原ガスは、消防局の現場指揮本部長と緊密な連携を保つとともに、消防活動上必要な指示があったときは、その指示に従うものとする。

4 緊急遮断の措置

(1) ガス災害現場におけるガス緊急遮断措置は、原則として蒲原ガスが行うものとする。

(2) ガス供給遮断後におけるガス供給の再開は、二次災害発生防止のため蒲原ガスが行い、消防局はこれに協力するものとする。

(協議)

第4 この申し合せに定めた以外の必要な事項については、両機関で協議し決定するものとする。

付則

- 1 この申し合せ事項は、平成31年4月1日から効力を発生するものとする。
- 2 都市ガス災害の防止対策に関する申し合わせ（昭和56年9月1日及び平成16年4月1日締結）は、廃止する。

平成31年4月1日

新潟市消防局

局 長

涌 井 勇 人

蒲原ガス株式会社

取締役社長

岩 崎 孝 秋